

建築士法第22条の3の3の規定による記載事項

変更箇所

※記載要領 (1)変更する事項については、変更前及び変更後の欄に記載する。  
 (2)追加事項については、変更後の欄にのみ記載する。  
 (3)変更箇所の口欄の該当箇所に「レ」を付す。

対象となる建築物の概要	工事監理業務委託指示書、岡山県建築工事監理業務委託共通仕様書及び岡山県建築工事監理業務委託特記仕様書のとおり
業務の種類、内容及び方法	
工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法	

工事監理に従事する建築士等	
変更前	【氏名】： 【資格】：( ) 建築士 【登録番号】
変更後	【氏名】： 【資格】：( ) 建築士 【登録番号】
変更前	【氏名】： 【資格】：( ) 建築士 【登録番号】
変更後	【氏名】： 【資格】：( ) 建築士 【登録番号】
変更前	(工事監理に関し意見を聴く者) 【氏名】： 【資格】：( ) 設備士 【登録番号】 ( ) 建築士
変更後	(工事監理に関し意見を聴く者) 【氏名】： 【資格】：( ) 設備士 【登録番号】 ( ) 建築士

\* 従事する建築士が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にはその旨記載する。

建築士事務所の名称	変更前	
	変更後	
建築士事務所の所在地	変更前	
	変更後	
区分 (一級、二級、木造)	変更前	( ) 建築士事務所
	変更後	( ) 建築士事務所
開設者氏名	変更前	(法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名)
	変更後	(法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名)

工事監理の一部を委託する場合には、当該委託に係る工事監理の概要並びに受託者の氏名又は名称並びに当該受託者に係る建築士事務所の名称及び所在地	現場派遣技術者名簿のとおり
---	---------------

(注) 契約後において、記載事項に変更が生じる場合には、速やかに報告すること。